

6. 損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	平成 18 年 度 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)		平成 19 年 度 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)	
	金 額	百分比	金 額	百分比
経常収益	3,458,848	100.0	3,551,816	100.0
保険料等収入	2,570,276		2,653,701	
再保険収入	2,568,551		2,652,351	
資産運用収益	1,724		1,349	
利息及び配当金等収入	632,737		575,217	
預貯金利息・配当	506,283		513,142	
有価証券利息・配当	166		1,080	
貸付金利息	323,404		333,548	
不動産賃貸料	133,478		127,008	
その他利息配当	42,393		40,377	
金銭的信託運用益	6,840		11,127	
売却目的有価証券運用益	24		270	
有価証券売却益	1,637		0	
有価証券償還益	61,091		35,553	
金融派生商品収益	16,690		21,183	
為替差益	376		3,908	
その他運用益	421			
特別勘定資産運用益	1,976		1,159	
その他経常収益	44,234			
その年金特約取扱受入金	255,834		322,896	
保険金据置受入金	20,867		19,647	
支払準備金戻入	189,314		187,300	
退職給付引当金戻入	8,572		11,832	
その他経常収益	31,351		82,764	
	5,729		15,457	
	5,729		5,894	
経常費用	3,150,979	91.1	3,361,923	94.7
保険金等支払	2,402,152		2,507,713	
保険年金	810,209		925,534	
給付戻金	334,891		364,048	
解約返戻金	539,857		560,784	
その他返戻金	546,687		492,612	
再保準備金繰入	168,485		162,831	
責任準備金繰入	2,020		1,901	
社員配当金積立	3,305		1,218	
資産運用利息繰入	2,972			
支払利息	332		1,218	
有価証券売却損	69,067		219,650	
有価証券償還損	5,111		6,418	
為替差損	30,317		35,632	
貸倒引当金繰入	6,754		31,583	
貸用不動産等減価償却	88		286	
その他経常費用			1,985	
特別勘定資産運用費用	4,031			
その他経常費用	10,712		11,361	
事業増進助成	12,051		12,601	
その他経常費用			119,780	
保険金据置支払	329,959		323,870	
その他経常費用	346,494		309,469	
減価償却	295,103		258,367	
その他経常費用	21,284		20,561	
	23,758		23,435	
	6,348		7,105	
経常利益	307,869	8.9	189,893	5.3
特別利益	18,795	0.5	11,196	0.3
固定資産等処分益	18,788		10,907	
その他特別利益	6		289	
特別損失	52,459	1.5	23,706	0.7
固定資産等処分損失	29,676		8,466	
減価償却	15,248		4,511	
偶発損失引当金繰入	292		97	
価格変動準備金繰入	6,647		10,009	
不動産圧縮	24		40	
社会厚生事業増進助成	570		579	
税引前当期純利益	274,205	7.9	177,383	5.0
法人税	72,751		91,923	
法人税	△39,964		△77,721	
当期純利益	241,417		163,182	
		2.1		2.6
		△1.2		△2.2
		7.0		4.6

注記事項
(貸借対照表関係)

平成 19 年度 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・建物

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

・建物以外

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

(4) 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(6) 引当金等の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は

平成19年度（平成20年3月31日現在）

120百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

④ 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

⑤ 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成19年6月15日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建定期預金に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による振当処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。

なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(10) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

2. 会計方針の変更

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」および「定額法」によっております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益および税引前当期純剰余が141百万円減少しております。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

この結果、経常利益および税引前当期純剰余が1,260百万円減少しております。

(2) 引当金の計上基準

役員退職慰労金は、従来、費用処理は支払時に行っておりましたが、役員退職慰労金の引当金計上が会計慣行として定着しつつあることを鑑み、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第42号）の公表を契機に、役員への退職慰労金の支払

平成19年度（平成20年3月31日現在）

いに備えるため、内規に基づく支給見込額のうち当年度末において発生したと認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益および税引前当期純剰余が777百万円減少しております。

(3) 責任準備金の積立方法

当年度より、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を3年間（ただし、当年度末において年金開始前の契約については、年金開始後の部分を、年金開始の都度）にわたり追加して積み立てることとしております。

この変更は、平成19年度に入り、国際会計基準審議会によるディスカッションペーパー「保険契約に対する予備的見解」の公表や金融庁による「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」の報告等、国内外において保険負債の時価評価導入への動きが進展しつつある状況を踏まえ、貯蓄要素の高い個人年金保険契約について追加責任準備金を積み立てることにより財務基盤を強化するとともに、逆ざやの早期解消を図り、将来収支の改善を目的とするものであります。

また、積立初年度である当年度においては、責任準備金に含まれる危険準備金を279,893百万円取崩し、追加責任準備金の一部として充当することにより、当年度末における積立所要額の65%まで積み立てております。

この結果、追加積立を行わなかった場合に比べ、責任準備金が109,044百万円増加し、経常利益および税引前当期純剰余が109,044百万円減少しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は、428,529百万円であります。
4. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、713,742百万円であります。
なお、同勘定の負債の額も同額であります。
5. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,215,547百万円であります。
6. 子会社等に対する金銭債権の総額は、3,834百万円、金銭債務の総額は、3,412百万円であります。
7. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
8. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	389,535百万円
前年度剰余金よりの繰入額	177,228百万円
当年度社員配当金支払額	194,247百万円
利息による増加等	1,272百万円
当年度末現在高	373,787百万円
9. 外貨建資産の額は、2,131,030百万円であります。
(主な外貨額 11,568百万米ドル、4,270百万ユーロ)
外貨建負債の額は、2,023百万円であります。
(主な外貨額 13百万米ドル、1百万ユーロ)
10. 基金60,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
11. 担保に供されている資産の額は、有価証券17,718百万円であります。
12. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、42,330百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
貸付金のうち、破綻先債権額は1,660百万円、延滞債権額は14,415百万円であります。
上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額67百万円、延滞債権額53百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

平成19年度（平成20年3月31日現在）

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は26,254百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

13. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、833,061百万円であります。

14. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、10,208百万円であります。

15. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は58,760百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

17. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△381,700百万円
ロ. 年金資産	426,253百万円
うち退職給付信託	238,109百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	44,552百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	18,822百万円
ホ. 未認識過去勤務債務	△12,965百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	50,409百万円
ト. 前払年金費用	50,409百万円
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	—

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	
適格退職年金	3.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

18. 繰延税金資産の総額は、671,345百万円、繰延税金負債の総額は、654,271百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,121百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金428,288百万円、有価証券評価損92,109百万円、価格変動準備金76,750百万円および退職給付引当金43,939百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額621,840百万円であります。

当年度における法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△27.53%であります。

19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

平成19年度（平成20年3月31日現在）

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

20. 子会社等の株式等は、156,700百万円であります。

21. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は83百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は635百万円であります。

注記事項
(損益計算書関係)

平成 19 年度
(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

1. 子会社等との取引による収益の総額は、15,289百万円、費用の総額は、29,725百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2,631百万円、株式等11,910百万円、外国証券21,010百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券9,937百万円、株式等499百万円、外国証券25,195百万円であります。
有価証券評価損の主な内訳は、株式等28,584百万円、外国証券2,971百万円であります。
3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は69百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は58百万円であります。
4. 「金銭の信託運用益」には、評価益が72百万円含まれております。
5. 「金融派生商品収益」には、評価益が3,787百万円含まれております。
6. 退職給付費用の総額は、6,209百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。

イ. 勤務費用	11,114百万円
ロ. 利息費用	7,795百万円
ハ. 期待運用収益	△6,301百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△3,854百万円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	△2,562百万円
ヘ. その他	16百万円

7. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	2件	264	264	529
遊休不動産等	49件	1,872	2,109	3,982
合 計	51件	2,137	2,373	4,511

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを2.95%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。